

令和7年1月16日

令和7年第1回

# 農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

# 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年1月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 小林 増次	2番 片山 剛	3番 松宮 榮昭
4番 隅 ふじ江	5番 藤中 京子	6番 小川 栄太郎
7番 上尾 家隆	8番 藤本 哲	9番 中尾 正浩
10番 黒崎 友美	11番 塚田 由美子	12番 原田 孝親
13番 林 聖文	14番 藤村 浩司	15番 刀祢明 薫
17番 清弘 進	16番 森川 稔己	18番 梅川 仁樹

3 本日の総会に欠席した委員  
なし

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局長 佐伯 史公	次長 後 詳子
周東支所 木村 茂泰	周東支所 沖田 史典
美和支所 宮本 伝	錦支所 藤高 朝代
事務局 木村 吉秀	

5 会長は、午前10時、委員総数18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

17番 清弘 進                      3番 松宮 榮昭

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について
- 6 農地所有適格法人報告書の提出について
- 7 現況証明

8 議 事  
議 長

それでは、ただ今より令和7年第1回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、18名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、17番清弘 進委員と3番松宮 榮昭委員指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、672㎡です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は通津出張所から北西に約700mに位置している農地であります。譲渡人は高齢であることから農地を譲りたいと考えていたところ、譲受人は経営規模の拡大を考えており、また近隣に居住しており話がまとまり譲渡することとなったようです。

譲受人は、この地域での水稻栽培の農業経営を行っております。所有する農地の下限面積も要件を満たしております。通作も5分程度と聞いており、1月9日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、844㎡です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満

たしております。

では、担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明いたします。

譲渡人は高齢になり耕作が難しくなり隣接する家屋と共に一体的に売却を望んでいました。その要望に対し住居を取得して畑仕事をやりたいとの譲受人との間で話がまとまったものです。

譲受人は新規就農です。当初申請はブルーベリー単一栽培でした。それで営農計画書を確認したところ、継続的な耕作が認められず再検討をお願いしました。理由は、申請内容が比較的容易とされるブルーベリー栽培を予定しているとのことで個別の項目内容を見ると、ほとんどが現時点では予定がないという書き方でした。小面積であれば致し方ないことではありますが、8aの広さであればブルーベリーをこれだけ植えるとなると土壌改良、誘引設備、防除設備、加えて防鳥・防獣設備は不可避です。何より自家だけでは消費できず、販売先の検討が無い様では営農計画として認められなく、荒廃地にも繋がりがねないと判断いたしました。

その後、現地確認の後に露地野菜6a、ブルーベリー2.44aに変更し、管理機を購入予定との内容で申請書の差し替えがあり、これに基づき判断させていただきます。

1月27日事務局と一緒に現地確認を行いました。灘支所から西に直線距離750mに位置する水田転用の畑地で荒廃はなく露地野菜が栽培されておりました。利水・排水対策もとられた農地です。その他チェック項目に従い確認いたしました。特に問題となる点は無く許可相当と思えます。

尚、当地は調整区域のため農家住宅として許可を受けるため10a超えになるよう別途3.48aの利用権設定の申出書が添付されております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、2,193㎡ほか1筆、合計2,203㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

それでは追加説明をいたします。

この案件の申請地は、玖珂支所より北東2.2kmのところにあります。譲渡人は兼業との兼ね合いがあり申請地の管理が難しく手放したいと希望されており、譲受人は、売却の話が合った申請地は現在耕作をしている土地の近くにあり、合わせて耕作することにより、効率的な営農が可能であると考え、購入に至ったようです。譲受人は、機械類はすべて確保されており所有されており、周辺農地への悪影響はありません。それと周辺の家にも影響はありません。

12月28日に現地調査に行っております。3条許可は適当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、1,702㎡ほか1筆、合計3,404㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは行います。

周東総合支所より7.67kmのところになります。私と同じ自治会内の議案で、双方とも日常的に農業全般に渡り相談を受けております。譲渡人は、ご主人が亡くなられ、耕作困難となられ、譲受人に相談されこの度の運びとなりました。支所担当と協議し、何ら問題はないと思われ、3条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、1,760㎡ほか1筆、合計1,914㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より東南へ 860mに位置する農地です。譲渡人は、高齢となり、耕作困難となったため譲受人に贈与することを決めました。譲受人は仕事である便利屋業務の一環として農家の田植えや収穫を手伝うこともあったため自分の手で米作りをしたいと思っていました。この度、譲渡人から贈与の申し出があったため申し出を受け、農業に取り組む意思を固めました。申請地は、自宅から約4分の所にあり通作も可能です。妻、娘も農作業に従事でき、農機具も確保できています。これまで仕事で農作業の応援をしてきたので必要な知識技術はあると思うが、隣接農地の耕作者から指導を受けたいと考え、また収穫した農作物は自家消費、通信販売を予定しているそうです。

12月27日、事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。提出書類の確認もし、3条許可は適当と思われる。皆様のご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、2,044 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

それでは追加説明をいたします。申請地は、周東総合支所日向より西南へ約2.2kmのところに位置する農地です。譲渡人は、相続により申請地を取得いたしましたが農業経験はなく、今後の管理に不安を感じ耕作を継続していただける方への譲渡を望んでいました。譲受人は、後継者である長男が農業の継続を承諾してくれ、経営規模の拡大をしたいと考えていたところ、譲渡人から農地を譲渡したいと申し出がありましたので、それを承諾いたしました。申請農地には、水稻を作付けする予定です。周辺農地の耕作者と農作業の時期や農業散布の方法等についてはよく相談し、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま。

令和6年12月26日に支所担当職員と現地で調査項目に従って調査をいたしました。何ら問題はないと思います。どうかご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況とも田。

面積は、790 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計1,028 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは追加説明を行います。

申請地は錦総合支所から南へ約3 kmのところに位置している農振農用地の農地です。譲渡人は申請地を相続後、譲受人に手伝ってもらいながら水稻を耕作していたが、通作も厳しくなってきたので長年一緒にやってきた譲受人に贈与し、引き続き耕作してもらいたいということで話がまとまりました。譲受人は、今後は自分が主となり母親と2人で自家用の水稻栽培を行うということです。

昨年12月12日に支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われ。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 美川地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況とも畑。

面積は、944 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は美川支所から南南東へ約2 kmのところに位置している農振農用地です。譲渡人は高齢で遠方に居住しており通作が困難なため農地を

手放そうと考えていたところ、居住地付近で経営規模拡大を希望し農地を探していた譲受人と話がまとまり譲渡したいとのことでした。

申請地は、相続前から無断転用によって農業用機具倉庫が建設されていたということで始末書が提出されています。また始末書を添付し、農振農用地の軽微な変更の提出済みであることと、今回経緯書を添付し農地転用届出を提出済みであることをお知らせします。

譲受人は農業用倉庫込みで農地を取得し今後の野菜栽培に利用することです。

昨年12月20日に支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

それでは、9番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

9番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、2,848㎡です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は美和総合支所から東北東に約2.5km程度の圃場整備を行った農地で、譲受人は父が利用権設定で耕作していた農地です。

この度譲渡人が申請地の相続登記をしたのをきっかけに譲受人にその父を通じ話があり、利用権設定は合意解約されたうえで売買されるものです。借りていた父と譲受人は親子であり、合意解約においても何ら問題は発生しておりません。また譲受人の経営規模の拡大という目的も農地の管理上何ら問題になることはありません。

申請地は12月6日に事務局とともに調査項目に照らし合わせて、現地調査を行いました。いずれの項目も問題なく許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

続いて、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、1,489 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第1番

それでは、追加説明をいたします。

この申請地は、玖珂支所より東に約500mのところであり、太陽光発電の設置であります。

譲渡人は、遠方に住んでおり農地の維持管理が困難なため譲受人から事業の提案を受け応じることにされました。譲受人は、再生可能エネルギー事業に取り組むことにより耕作が困難な土地や、耕作放棄地を有効に活用したいと考え、周辺の住民への環境の配慮もしつつ、地域の活性化貢献ができればと思い譲り受けることとしました。

太陽光発電電池モジュール180枚の設置です。設置した場所の周辺はフェンスで囲み周辺に影響を及ぼさないように十分注意され、問題発生時には自己の責任において対応されます。工事中は通行の妨げにならないよう注意すると聞いております。事業計画書等に問題はありません。ただ申請地は使用貸借の設定がありましたが、合意解約され通知書を提出せています。農地には建物も無断で建っていますが、始末書の提出もあります。

12月28日に現地調査に行っております。私は許可相当と思っておりますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次の2番、3番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番・3番について、事務局より、一括して議案説明してください。

事務局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、407 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計909 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。  
農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。  
農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

### 3番 玖珂地区

権利の種類は、令和7年12月31日までに原状回復する、使用貸借権の設定です。

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況とも畑。面積は、994㎡のうち、55.28㎡です。

申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電施設への搬入路の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

## 第14番

それでは追加説明いたします。2番の方から説明いたします。

申請地は玖珂支所奏より北東へ470mのところのところに位置しております。

譲受人は、自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置して売電により収益を上げたいということです。譲渡人は申請地を管理できないので譲受人の要望に応じて譲り渡すことにしたということです。

続いて3番の方ですが、申請地は2番で申請のあった農地の隣接地になります。太陽光発電施設への搬入路として使用するもので農地の一部を一時転用して使用貸借するという事です。

1月7日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

## 議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番・3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

## 事務局

### 4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況とも田。

面積は、1,314㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、貸資材置場の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、ま

た、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

それでは、追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所日向より西へ約 2.1 km に位置する農地です。  
この農地は令和 5 年 10 月に農振除外で総会審議された農地です。

譲受人が代表を務める建設会社が申請農地から 90m に位置し、かねてより資材置場が手狭になっていったので新たに資材置場になる土地を探していたところ申請農地が至近で最適であり、譲渡人に話を持ち掛けたということです。

譲渡人は、申請農地以外にも農地を所有し営農を行っていますが、このこのたび譲受人より申請農地の譲り渡しの話を受けて、それに応じて申請農地を譲渡することとしました。

当該農地は、農地の端に位置し他の農用地の集団性も保たれ周辺農地の利用にも支障はないと思われま。

令和 7 年 3 月末までに資材置場への進入路設置のため市道加工申請書が添付されております。

12 月 26 日に支所担当職員と現地で調査をいたしましたが無ら問題はないと思われま。どうかご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、1,301 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明いたします。

申請地は周東総合支所から北西に約 620m に位置します。

譲渡人は、申請地を相続により入手しましたが県外に居住しており後継者や近くに担い手もなく売却したいと思案していたところ、譲受人の申し出により譲渡を決めたものです。譲受人は、岩国市では 2 件ですが全国展開する意向を持つ大阪の法人で申請地が日当たりもよく適地と判断し譲

渡人との話がまとまったものです。

12月27日に支所担当者と調査項目に従い調査をいたしました。造成はなく、他の建造物もなく、雨水は自然流下で農業用排水路としており、土地改良区の意見書等も整い、周辺農地への影響もないものと思われることから許可相当と判断しております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、1,473 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は錦総合支所から西へ約1.4kmに位置している農地です。

譲渡人は、当該農地を相続で取得したが遠方に居住しており耕作をすることができないため、譲受人の農地を有効利用し太陽光発電施設による自然エネルギーにて社会に貢献でき土地の荒廃化を防ぐという意見に賛同し売り渡すこととしました。隣接地もすでに太陽光発電設備が設置されており、周辺農地への影響は及びません。

12月20日に支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、休耕。面積は、454 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、共同住宅の建築及び駐車場の設置です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか2件、合計3件の届出があり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。

面積は、389 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、宅地造成です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか6件、合計7件の届出があり、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。

面積は、154 m<sup>2</sup>のうち、17.78 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、農業用倉庫の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 錦地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は、742 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計2,367 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。

理由は、合意解約です。

ほか2件、合計3件の通知がありました。

議長

報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

この報告は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構（公益財団法人やまぐち農林振興公社）から農用地利用集積等促進計画の許可申請がなされ、県において認可された旨の通知があったことから、報告するものです。

1番 周東地区

権利の設定を受ける土地の所在、地番は記載の通り。

地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、2,058㎡ほか1筆、合計4,082㎡です。

権利の種類は、賃借権の設定です。権利の設定を受ける者は記載のとおり。

利用目的は水田で、契約期間は、10年4か月です。

ほか1件、合計2件について通知がありました。

議長

報告第6号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 錦地区

報告年月日は、令和6年12月6日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、11月1日から10月31日。法人形態は特例有限会社です。

事業の種類、構成員数、業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上1件の提出がありました。

議長

報告第7号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

農業委員改選に伴う委員履歴の確認について  
令和7年度 農業委員会総会の開催予定日について

議長

そのほか委員の方から何かありませんか。

第3番

(松宮委員により提案)

議長

次回定例総会は、2月14日（金）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室の予定です。

これで総会は、終了します。お疲れ様でした。

なお引続き代表者会議を行いますので、代表の方は、このままお待ちください。

次回総会について

令和7年2月14日 金曜日 午前10時から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時54分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長 梅川仁樹

署名委員 清 弘 進

署名委員 松宮 榮 昭